

指定給水装置工事事業者指定申請に係る提出書類

<新規・更新>

- ①給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
- ②機械器具調書
- ③誓約書（様式第2号）（令和元年9月14日様式改正）
- ④事務所・機械器具の確認できる写真
- ⑤法人の場合 定款（または寄附行為）（代表者による原本証明が必要）
- ⑥法人の場合 登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可）
- ⑦個人の場合 住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可）
- ⑧給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- ⑨給水装置工事主任技術者免状（又は技術者証）の写し
- ⑩指定更新時確認事項確認書
- ⑪手数料 5,000円（令和元年10月1日申請分より）

以上を申請書類チェックリストで確認の上、添付して申請してください。

<変更>

1. 事業所の名称及び所在地の変更

- ①給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第5号）
※店舗名や屋号の変更が該当。社名等登記事項の変更は次項。

2. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名

- ①給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第5号）
- ②法人の場合 定款（または寄附行為）
登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可）
個人の場合 住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可）
※個人の氏名変更とは、本人氏名の変更であって、他者に変更する場合は新規の申請が必要。
- ③誓約書（様式第2号） ※代表者氏名変更の場合のみ（令和元年9月14日様式改正）

3. 法人の役員氏名

- ①給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第5号）
- ②誓約書（様式第2号）（令和元年9月14日様式改正）
- ③登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの、コピー不可）

4. 主任技術者の氏名、主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

- ①給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第5号）
- ②給水装置工事主任技術者免状（技術者証）の写し
- ③指定給水装置主任技術者選任（解任）届出書

以上を申請書類チェックリストで確認の上、添付して申請してください。

<廃止・休止・再開>

- ①給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書（様式第6号）

各様式のデータは久万高原町公式ホームページからダウンロードできます。

久万高原町給水装置設計施工基準及び給水装置工事施工に必要な書類の様式は久万高原町公式ホームページからダウンロードできます。

